

12. 社会保障政策

経済政策
(2013年度秋学期)

キーワード

- 社会保障の役割
 -
 - と
- 市場の失敗と社会保障
 - と
- 少子高齢化と社会保障
 - への影響
 - の公平性
- 社会保障と税の一体改革
- 年金
 - 二階建て年金制度: と
 - 方式 と 方式、 方式 と 方式
 -
- 医療
 -

社会保障の定義

■ 公的責任による (安全網)の提供

- ① 生活を脅かす事故(疾病、負傷、死亡、老齡、失業等)によって国民に生活上の困難が生じた場合に
- ② 国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として
- ③ 公的責任で
- ④ 国民に対し生活を支える給付を支給する政策・制度

(堀勝洋編『社会保障論』より)

4

社会保障の種類

- - 年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険等
- - 生活保護
- - 高齢者福祉(老人ホーム等)、児童福祉(保育所等)、障害者福祉等

5

社会保障の機能

セーフティネット(安全網)の提供

- 機能
 - 社会的弱者への所得移転
 - 世代間の所得移転
 - 生活上の困難が生じた者への所得移転
- 機能(社会保険の場合)
 - リスクの共有化・分散化

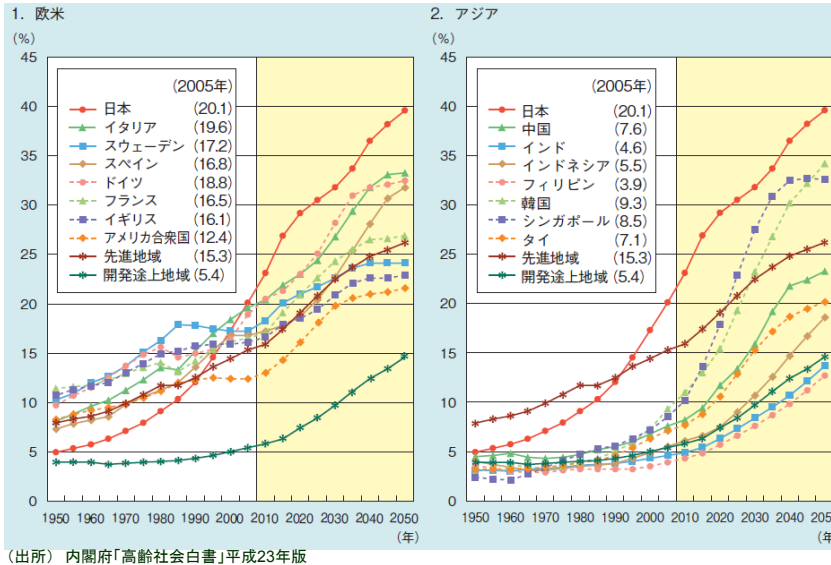
6

社会保険と民間保険

- 最大の違い・・・強制加入(社会保険)か任意加入(民間保険)か
- なぜ民間保険に任せないのか
 - 国民の 的選択
 - 市場の失敗(の不完全性)
 -
 -

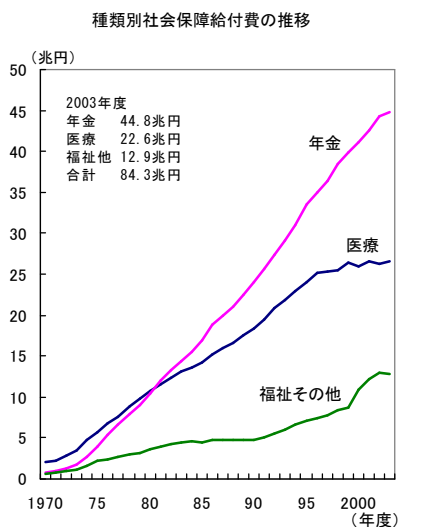
7

少子高齢化の進展

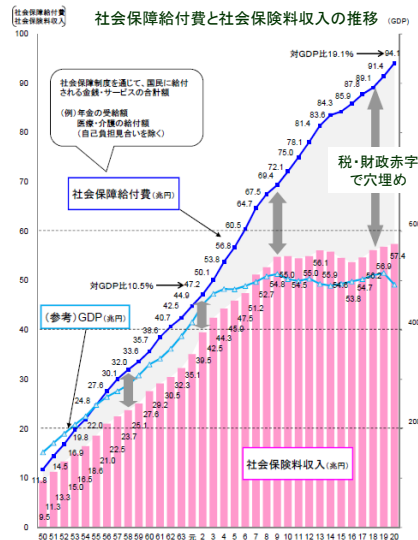


8

社会保障給付費の推移



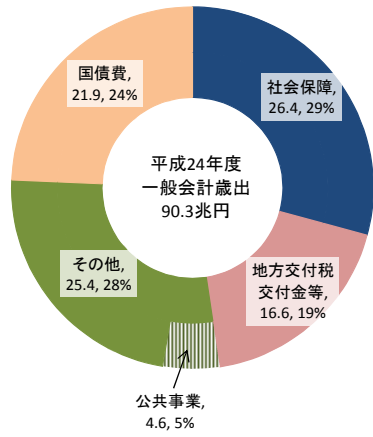
(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」より作成



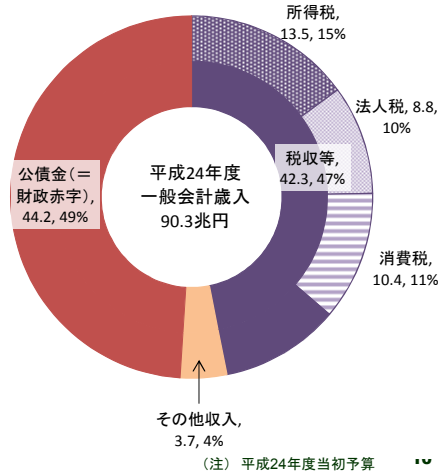
9

一般会計歳出歳入内訳

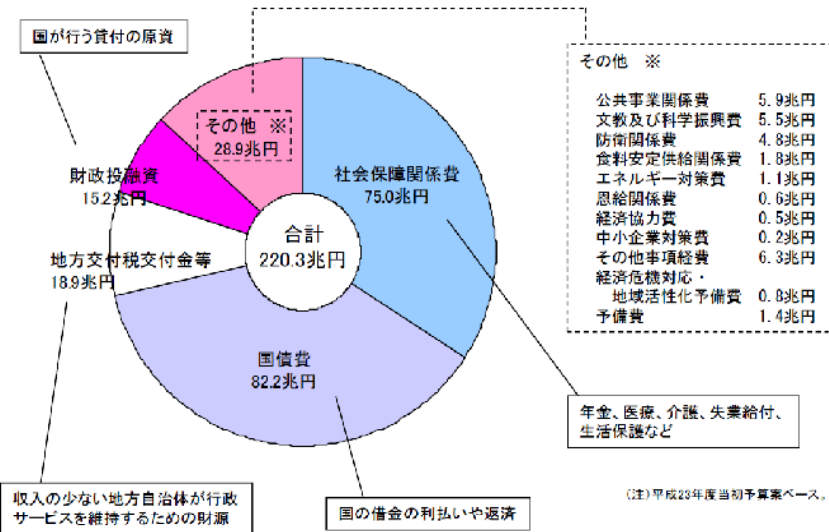
歳出



歳入



国の歳出純計(一般会計+特別会計)



社会保障と税の一体改革 素案骨子

■消費税

- 税率は2014年4月に8%、15年10月に10%。地方消費税率はそれぞれ1.7%と2.2%
- 15年度以降の共通番号制の本格稼働を前提に給付付き税額控除を導入。軽減税率は当面見送り

■所得税・相続税

- 課税所得5000万円超の所得税率を15年1月に40%から45%に
- 相続税の控除額を5000万円から3000万円に縮小し、最高税率を50%から55%に引き上げ

■その他

- 金融課税は14年1月に優遇を撤廃して税率を20%に

■社会保障改革

負担減・給付増

- 低所得者の年金加算
- 年金の受給資格期間を25年から10年に短縮
- パート労働者への厚生年金・企業健保加入拡大
- 重い病気になった人の負担軽減

負担増・給付減

- 物価下落を反映するための年金減額
- 高所得者の基礎年金を最大半額減額

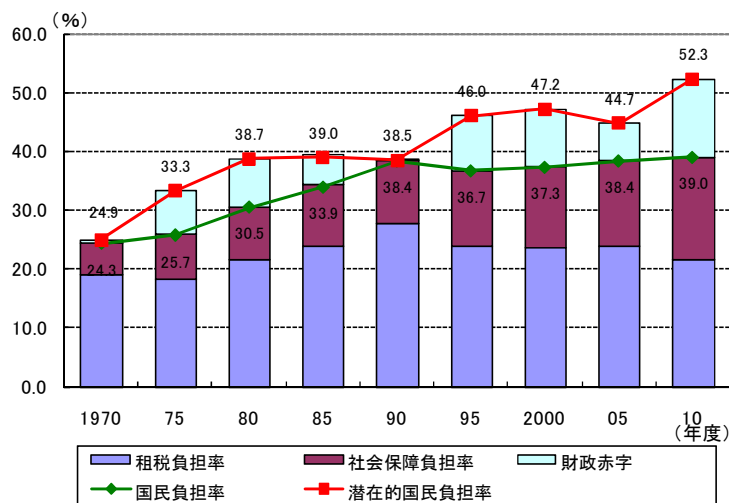
■行政改革

- 衆院議員定数を80削減する法案を早期提出

(出所)日本経済新聞 2011.12.31

12

国民負担率の推移

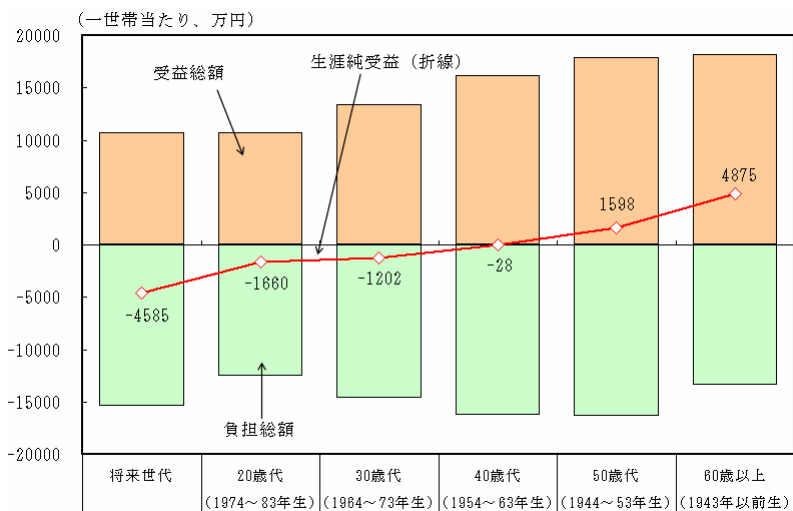


[国民負担率 = (租税負担 + 社会保障負担) / 国民所得]

[潜在的な国民負担率 = (租税負担 + 社会保障負担 + 財政赤字) / 国民所得]

13

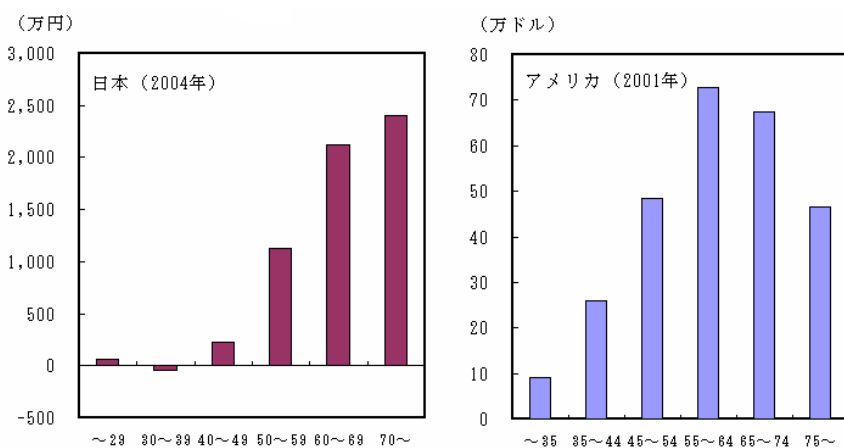
世代別の負担と受益



(出所) 内閣府『平成17年度経済財政白書』

14

世代別の純金融資産



(出所) 内閣府『平成17年度経済財政白書』

15

社会保障を考える上でのポイント

- ① 社会の変化に対応した効果的な ネットをどう提供するか(国民の生活の安心をどう確保するか)
- ② と のバランスをどう確保するか
(社会保障財政上の問題)
- ③ 間の公平をどう図るか

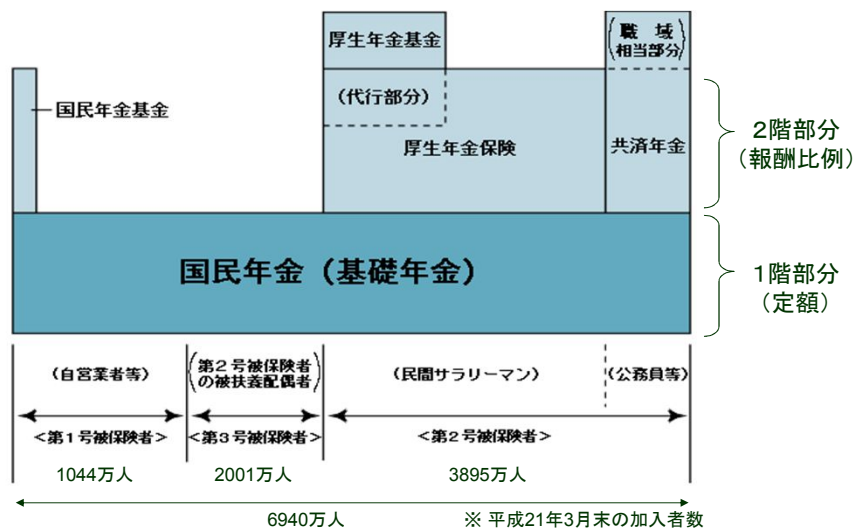
16

社会保険制度の主な経緯

	年金保険	医療保険	介護保険
1938		国民健康保険法制定	
1941	労働者年金保険法制定		
1954	新厚生年金保険法制定		
1961	国民皆年金スタート	国民皆保険スタート	
1973	年金拡充 ・ 5万円年金実現 ・ 物価スライド導入	医療保険制度拡充 ・ 家族7割給付 ・ 老人医療無料化	
1983		老人患者負担復活	
1984		健康保険法改正	
1985	年金抜本改正 ・ 基礎年金の創設		
1997			介護保険法制定
2000			介護保険スタート
2004	04年度年金改正		
2005		医療制度改革大綱	介護保険見直し
2006		健康保険法等改正	
2008		後期高齢者医療制度施行	
2009	基礎年金国庫負担1/2	後期高齢者医療制度廃止決定	
2012	社会保障と税の一体改革		
2013	社会保障改革プログラム法		

17

日本の年金制度の仕組み



18

年金の種類

- 給付の種類
 - 老齢年金 (退職年金)
 - 障害年金
 - 遺族年金

- 保険料と年金額

(数値は2009年度)

制度	保険料	年金額
国民年金	定額 〔月額 14,660 円〕	定額 〔月額 66,008 円〕
厚生年金	報酬比例 〔15.704%〕	報酬比例 (平均標準報酬×加入月数×乗率) 〔標準世帯で月額 232,592 円〕
共済年金	報酬比例 〔12.230~15.154%〕	報酬比例 (厚生年金の乗率に職域加算)

※、厚生年金の標準世帯は夫婦2人、夫が40年間就業(平均標準報酬36万円)し、妻が専業主婦だった場合の2人分の金額

19

公的年金の方式

- 方式と方式
 - 財源：税か、保険料か
 - 考え方：行政措置か、共助の仕組みか
- 方式と方式
 - 積立方式…自身の積立てた保険料を将来受給
に弱い
 - 賦課方式…現役世代の保険料で高齢世代へ給付
に弱い
- 現行…方式(実質的には方式)
(参考) 積立方式への移行議論と「二重の負担」問題

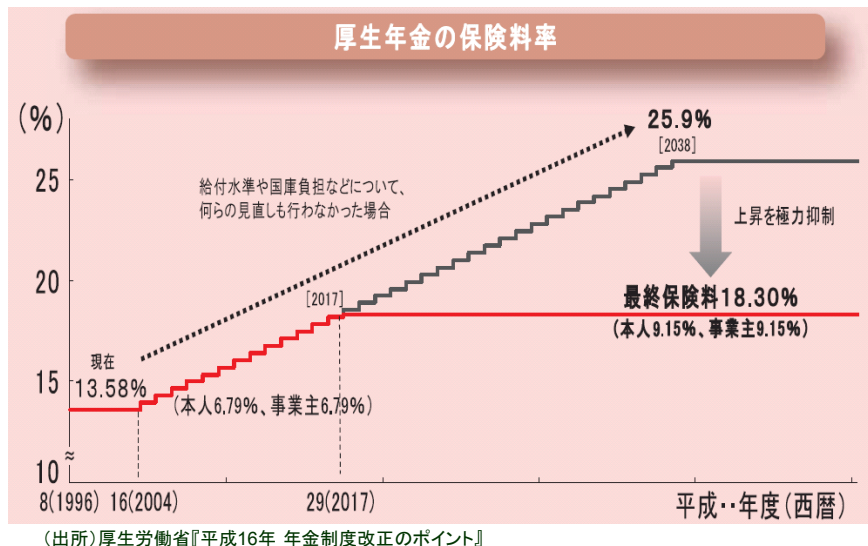
20

2004年度年金改正

- 給付と負担の均衡
 - 基礎年金の国庫負担割合引上げ(1/3→1/2) ※消費税?
 - 積立金の活用(5年ごと100年間の財政検証)
 - 保険料水準固定方式の導入
(基礎年金13,300円→16,900円、厚生年金13.58%
→18.3%で固定)
 - マクロ経済スライドの導入
(固定保険料水準に見合う範囲に給付額を自動で抑制)
- 多様な生き方、働き方への対応
 - 在職老齢年金の見直し
 - 育児期間支援措置の拡充(保険料免除等)

21

保険料引き上げ(厚生年金)



22

マクロ経済スライド

■ 年金受給額の決定(厚生年金の場合)

年金受給額 = 平均標準報酬月額

- × 賃金変動率 : 賃金スライド
- × 物価変動率 : 物価スライド
- × (被保険者数変動率 - 平均余命伸び率) : マクロ経済スライド
- × 乗数 (0.5481% ~ 0.7308%)
- × 加入月数

- 賃金スライド・・・初めて年金を受給する際に適用
- 物価スライド・・・年金受給開始後に適用
- マクロ経済スライド・・・固定保険料水準で年金が賸えなくなる時に適用

23

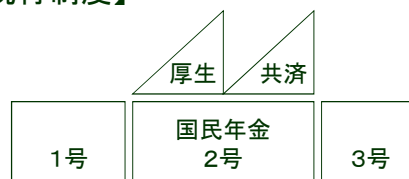
年金：残された課題

- 基礎年金国庫負担引上げの財源確保
 - 2009年度に国庫負担1/2へ引上げ
 - 財源の確保は先送り
- 第3号被保険者の扱い
- 年金一元化の問題
- 年金未納問題 cf. 全額税方式化

24

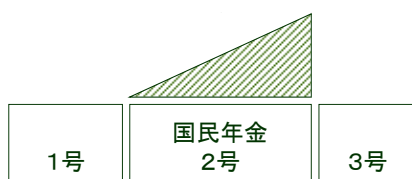
年金一元化

【現行制度】



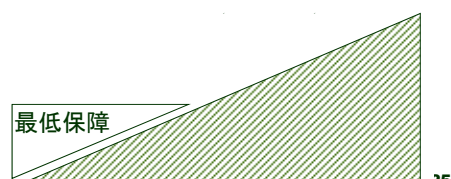
【自公案】

2階部分(厚生年金と共済年金)の一元化



【民主党案】

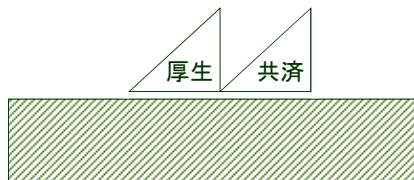
全て一元化・所得比例化+最低保障年金



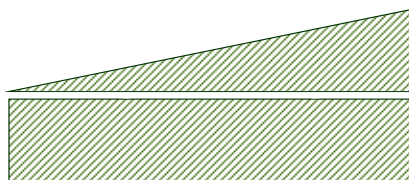
25

年金一元化：その他の類型

- ① 1階部分の一元化
※ 1階部分税方式化を含む



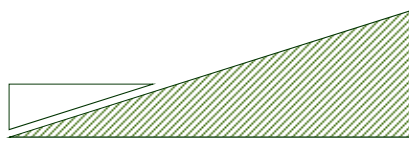
- ② 1階・2階それぞれの一元化



- ③ 全て一元化&定額化
(1階の一元化&2階の民営化)

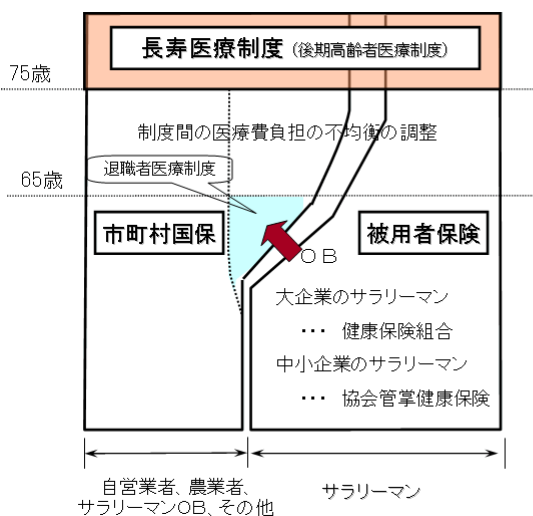


- ④ 全て一元化&所得比例化
※ 民主党案、スウェーデン



26

医療保険制度の概要



退職者医療制度

65歳未満の国保加入者で被用者年金の加入期間が20年以上の方(退職被保険者等)の医療給付費については、自ら支払う保険料を除いた部分を、各被用者保険が財政力に応じて負担している。(報酬総額で按分)
平成27年度以降は、それまでの対象者(65歳未満)のみを対象とする。

(出所)厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険制度について」

27

医療保険制度

制度名		保険者 〔保険者数〕	被保険者（加入者）	財源
被 用 者 保 険	健康保険組合	各健康保険組合 〔1541〕	主に大企業	保険料
	協会管掌健康保険	全国健康保険協会 〔1〕	主に中小企業	保険料 + 国庫負担
	共済組合	各共済組合 〔76〕	公務員・私学教職員	保険料
国民健康保険		市町村 〔1818〕	農業者・自営業者 退職者	保険料 + 国庫負担
後期高齢者医療制度		広域連合 〔47〕	75歳以上	公費負担+各保険者 負担+保険料

※. 保険者数はH19年3月末時点

28

医療保険制度間の比較

	市町村国保	協会管掌健康保険	健康保険組合
保険者数 (19年3月末)	1,818保険者 〔市町村〕	1保険者 〔全国健康保険協会〕	1,541保険者 〔企業等が組織する健康保険組合〕
加入者数 (19年3月末)	4,738万人	3,594万人 本人1,950万人 家族1,644万人	3,047万人 本人1,546万人 家族1,502万人
加入者平均年齢※1 (19年度)	55.2歳 (44.6歳)	37.6歳 (35.2歳)	34.5歳 (33.3歳)
老人加入割合※2 (19年3月末)	22.50%	3.90%	1.80%
平均標準報酬月額 (19年3月末)	—	28.3万円	37.0万円
1世帯当たり 保険料調定額※3	14.3万円	15.8万円 (31.5万円)	17.1万円 (38.2万円)
国庫負担(医療分)	給付費等の43%	給付費の13.0% (老健拠出金は16.4%)	定額 (予算補助)
平成21年度予算 一人当たり診療費 (18年度)	2兆8,435億円	9,635億円	28億円
	17.7万円	11.6万円	10.2万円

※1 ()内は70歳以上の者を除いた場合。なお、市町村国保については、平成18年度の数値。

※2 65歳以上の障害認定者を含む。

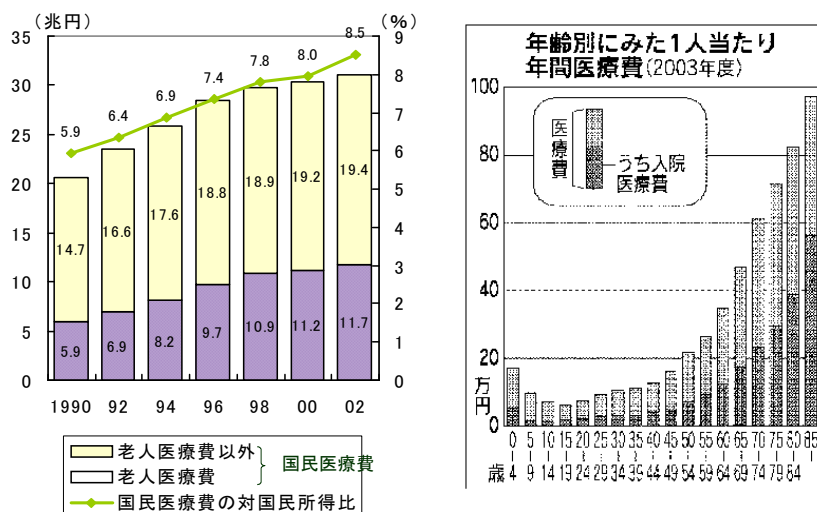
※3 18年度決算を基に作成。保険料額には介護分を含まない。また、政管健保及び組合健保は1被保険者当たりの額であり、()内は事業主負担分を含む額。

※4 老人保健対象者を(国保は退職被保険者等も)除いた数値である。

(出所)厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険制度について」

29

国民医療費の推移と老人医療費



30

医療制度改革 (05年大綱) のポイント

- 予防医療の重視
- 医療費の抑制
 - 中長期(5年程度)の医療費の目安指標の設定
 - 医療費適正化計画の策定・推進
 - 保険給付の見直し(高齢者患者負担の見直し等) → 凍結
- 後期高齢者医療制度の創設 → 廃止・見直しへ
 - 高齢者本人の保険料負担と給付の関係を明確化(→抑制努力の促進)
- 保険者の再編・統合
 - 都道府県単位での保険料設定へ(→抑制努力の促進)
- 診療報酬等の見直し
 - 18年度診療報酬引下げ(▲3.1%)
 - 中央社会保健医療協議会の見直し

31

高齢患者自己負担の見直し

	所得層	現在	06年10月～	08年度～
～69歳	高・中・低	3割		
70～74歳	現役並み	2割	3割	
	中・低	1割		2割
75歳～	現役並み	2割	3割	
	中・低	1割		

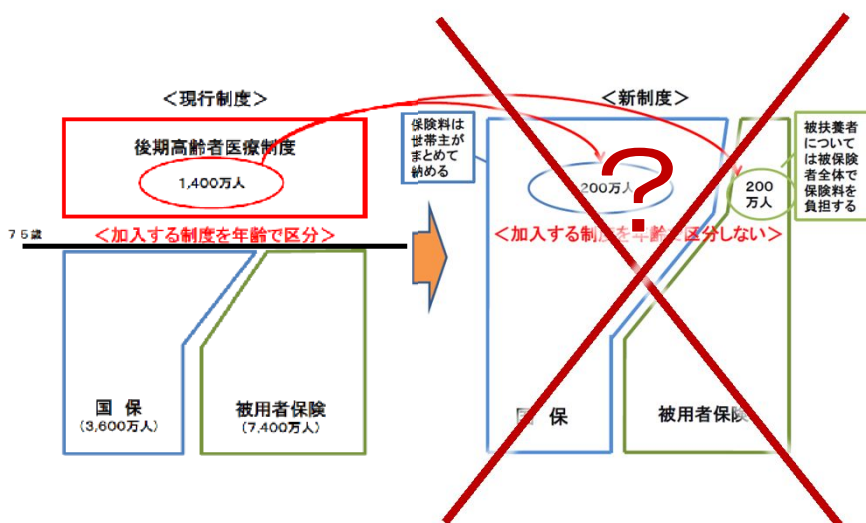
(出所)2006年1月10日付 日本経済新聞

※ 08年度における改訂

- ・「現役並み」の判定基準の低減
- ・自己負担増加の一時凍結
- 14年度から6年遅れで実施へ

32

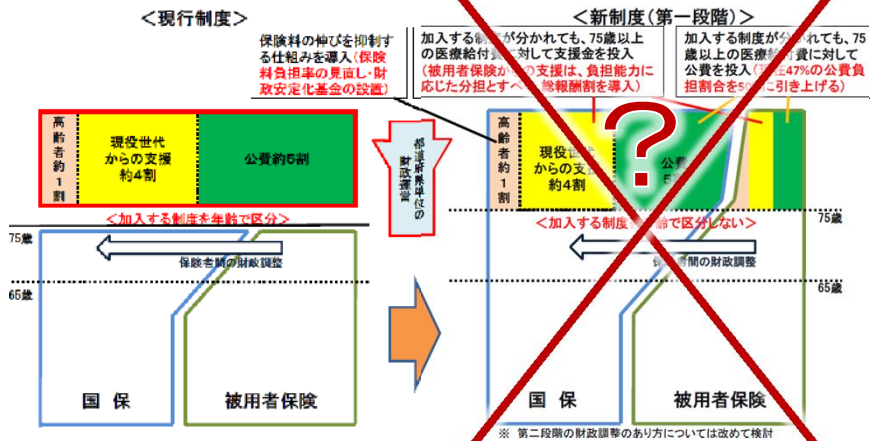
後期高齢者医療制度の見直し①



(出所)高齢者医療制度改革会議資料「新たな制度に関する基本資料」

33

後期高齢者医療制度の見直し②



(出所) 高齢者医療制度改革会議資料「新たな制度に関する基本資料」

34

政管健保の保険料率

現在
 全国一律で8.2%

2008年度から

北海道	8.7%
徳島	8.6
福岡	8.4
佐賀	8.4
⋮	⋮
茨城	7.8
埼玉	7.8
千葉	7.8
沖縄	7.8
長野	7.6

最高と最低で1.1%の差に

(出所) 2006年1月10日付 日本経済新聞

35

自主学習

- 社会保障における政府の役割は何故、どこまで必要か
- 「低福祉・低負担」と「高福祉・高負担」、どちらを目指すべきか
- 少子高齢化の中で、社会保障財政の維持可能性をどのように確保するか
- 世代間の負担の公平性について、現状をどのように評価し、今後どう改めて行くべきか
- 「社会保障と税の一体改革」「社会保障改革プログラム法」をどう評価するか
- 年金の一元化についてどう考えるか
- 年金支給開始年齢の引上げを行うべきか
- 年金の第3号被保険者の扱いをどうするか
- 年金未納問題をどう考えるか
- 後期高齢者医療制度の見直しをどう考えるか

【参考書の主な関連箇所】

『日本経済読本』 第10章

『ゼミナール日本経済入門』 第5章 I-3

『ゼミナール経済政策入門』 第12章

【読書案内】

鈴木亘(2010)『財政危機と社会保障』講談社現代新書

37